

第3章 公務災害の認定（東日本大震災に係るもの）

第1 東日本大震災における消防団員等の被災状況及び公務災害等の認定状況等について

1 消防団員等の被災状況及び公務災害等の認定状況等について（表1）

東日本大震災により死亡又は行方不明となった消防団員は254人であり、県別に見ると岩手県が119人、宮城県が108人、福島県が27人となっている（平成24年3月11日現在消防庁発表）。このうち、殉職した全ての消防団員について公務災害の認定が行われた。この公務災害の認定を受けた消防団員は198人であり、県別に見ると岩手県が90人、宮城県が84人、福島県が24人となっている。

このほか、宮城県で亡くなられた5人の者が法律に基づく作業従事者として災害補償の認定を受けており、合わせて203人について公務災害等の認定が行われている。

（表1）消防団員等の被災状況及び公務災害等の認定状況

県	市町村	人数		
		団員	作業従事者	計
岩手	宮古市	16		16
	大船渡市	3		3
	陸前高田市	34		34
	釜石市	8		8
	大槌町	14		14
	山田町	8		8
	田野畑村	4		4
	野田村	3		3
	計（8市町村）	90	0	90
宮城	仙台市	3		3
	石巻市	19	2	21
	気仙沼市	7		7
	名取市	16	1	17
	多賀城市	1		1
	岩沼市	6	2	8

	東松島市	8		8
	亘理町	1		1
	山元町	10		10
	七ヶ浜町	2		2
	女川町	7		7
	南三陸町	4		4
	計（12市町）	84	5	89
福島	相馬市	10		10
	南相馬市	9		9
	新地町	1		1
	浪江町	3		3
	楡葉町	1		1
	計（5市町）	24	0	24
合計（25市町村）		198	5	203

2 殉職した消防団員の状況について

（1）殉職した消防団員の年齢構成（表2）

殉職した消防団員の年齢構成を見ると、40歳代が64人（32.3%）と最も多く、次いで30歳代が56人（28.3%）、50歳代が35人（17.7%）となっている。

（表2）年齢構成

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	計（人）
岩手県	10	24	31	16	8	1	90
宮城県	4	19	25	18	16	2	84
福島県	2	13	8	1			24
合計	16	56	64	35	24	3	198
割合	8.1%	28.3%	32.3%	17.7%	12.1%	1.5%	100.0%

（2）殉職した消防団員の活動状況（表3）（表4）

ア 殉職した消防団員のうち、震災後の捜索活動等に伴う疾病により死亡した消防団員1人を除く197人の被災時における活動状況を見ると、「避難誘導」が最も多く118人

(59.9%)、次いで「出動途上」が32人(16.2%)、「避難等」が25人(12.7%)となっている。

イ なお、被災時に水門閉鎖に当たっていた者は3人であるが、被災時の直前に「水門閉鎖」又は「水門状況確認」に当たっていた方を合わせると、59人(29.9%)が水門閉鎖等に関係していたと見られている。

(表3) 活動状況

活動状況	岩手県	宮城県	福島県	合計(人)
① 水門閉鎖	2	1		3
② 警戒・救助	11	1		12
警戒・救助等(水門閉鎖後)	7			7
警戒・救助等(避難誘導後)	4			4
警戒・救助等(広報活動)		1		1
③ 避難誘導	44	61	13	118
避難誘導(水門閉鎖後)	25	3		28
避難誘導及び広報活動		12		12
避難誘導	19	46	13	78
④ 移動等	6	1		7
移動等(水門閉鎖後)	5	1		6
移動等(水門状況確認のため)	1			1
⑤ 出動途上	17	13	2	32
⑥ 避難等	10	6	9	25
避難等(水門閉鎖後)	8	6		14
避難等(避難誘導後)	2		9	11
合 計	90	83	24	197
(再掲) 水門閉鎖等に関係するもの	48	11		59

3 津波による消防団員等の死亡事案の公務上の判断について

(1) 消防団員のケース

東日本大震災での消防団員の死亡事案に係る公務遂行性については、活動の遂行状況の確認が困難な場合があったが、基本的には現認状況に基づいて判断するとともに、現認者がいなかった場合は、状況証拠、証言などの関係資料を総合して判断したものである。

また、公務遂行性が認められるものと判断され、津波に巻き込まれたこと(溺死)が事

故原因となっている場合については、基本的には公務起因性が認められるものと判断した。

（現認の例）

- ・ 同僚団員数名で水門の閉鎖に行き、閉鎖後津波に襲われた。（生存した団員の現認により本人（被災団員のこと。以下同じ。）の活動が確認された。）
- ・ 避難誘導中に津波に襲われた。（誘導された住民が現認しており、本人の活動が確認された。）

（状況証拠の例）

- ・ 津波で流された消防車両の中で、遺体で発見された。
- ・ 消防団の活動服（法被）を着た状態で、遺体で発見された。
- ・ 流された消防車の中で本人の所持品（保安帽等）が発見された。

（証言の例）

- ・ 職場の同僚が、本人が「今から消防団詰所へ向かう。」と告げ、職場から出動していったことを証言。
- ・ 分団の上司が、参集した詰所で本人に対し、管轄地区の警戒巡視・避難誘導等の指示など本人の活動に関する指示を出していたことを証言。
- ・ 同僚団員が、本人が「管轄地区の警戒巡視・避難誘導等に向かう」と言っていたこと、本人が消防車に乗車し管轄地区の方向に出発していったことなどを証言。

（消防団の活動に関する資料）

- ・ 行動規範、行動計画、活動マニュアルなどで本人の被災時の行動を特定する内容のもの（地震、津波発生時における活動マニュアル（警報が出た場合の本人の活動受持ち地区・役割分担（水門閉鎖、避難誘導、警戒巡視等）））
- ・ 電子メール、携帯電話、防災無線等による非常呼集状況等

なお、特殊公務災害の取扱いについては、基準政令第11条の2の規定に基づき、“消防団員又は水防団員が、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況下において、火災の鎮圧、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象若しくは火災、爆発等の異常な事態における人命の救助その他の被害の防御に従事したことにより被災したものであること”が要件となっており、ここでいう、“高度の危険が予測される状況”とは、“客観的にみて生命を失い、又は身体に対する重大な危害を受けることが通常予測される程度の危険な状況下にあること”をいうものである。

東日本大震災で大津波により死亡し公務災害に該当した団員の遺族補償については、特殊公務災害としての加算措置が行われているところである。

(2) 民間人のケース

民間人が東日本大震災に際し、津波によって死亡した場合、津波は水防法上の災害（水災）とされているため、法律上は、水防法第24条の規定に基づく従事要請を受け、その従事作業中に被災したと判断された場合に公務災害として認定されることとされている。認定に当たっては、個別事案ごとに、法的要件となっている従事要請の有無、具体的な従事形態（災害防御、人命救助などの遂行）などを十分考慮の上、判断したものである。

東日本大震災では、民間人5人が水防従事者として公務災害の認定を受けている。

第2 団員に係る公務災害の認定

1 負傷

◆◆◆ 事例 144 ◆◆◆
消防団員が震災により発生した山林火災の消火作業中に左肩を負傷（公務上）

1 災害を受けた者

A県B市消防団 部長（60歳） 自営業（農業）

2 傷病名

左肩関節周囲炎

3 災害発生年月日

平成23年3月15日

4 災害発生状況

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により津波の被害を受け、発生した住宅火災が裏山に飛び火し山林火災が発生。本人は延焼拡大を防ぐため応援部隊として現場へ出動し、ジェットシューターを使用し消火にあたっていたが、山林斜面の地面が凍結していたことから足を滑らせ転倒した際、左腕を地面について身体を支えようとしたときに、左肩を捻り負傷した。

【説明】

本人は東日本大震災により発生した山林火災の消火作業従事中、地面の凍結により足を滑らせ転倒し負傷したものであり、消防活動遂行中の災害として公務上の災害に該当したものである。

3 災害発生日

平成23年3月11日

4 災害発生状況

地震発生後、大津波警報が発令され、本人は地域防災計画に基づき消防屯所に参集後、消防車両に乗車し避難誘導にあたっていたところ、大津波が襲来し車両ごと巻き込まれ、その後、車両と建物に挟まれ気を失っているところを救助されたが、津波に巻き込まれた際に腰部及び胸部を負傷した。

【説明】

本人は消防車両に乗車し避難誘導中に、津波に巻き込まれ負傷したものであり、消防活動遂行中の災害として公務上の災害に該当したものである。

2 疾病

◆◆◆ 事例 149 ◆◆◆ 地震発生後、対策本部の会議出席中にくも膜下出血を発症（公務上）

1 災害を受けた者

A県B市 副団長（57歳） 自営業（看板作製業）

2 傷病名

くも膜下出血（療養）

3 災害発生日

平成23年3月11日

4 災害発生状況

本人は、職場で地震発生を受け、設置された災害対策本部に集合した後、消防団指令車に乗って被害調査に出動。各現場では、気温0.1℃～2℃の寒冷下で、余震が頻発する中、指令車を降車し200m以上の距離を速足で見回るなど約2時間半にわたって被害調査を行った。

各現場では、全壊家屋、半壊家屋、寸断された道路及び道路から飛び出したマンホール等ライフラインの損壊など多大な被害状況を目の当たりにするとともに、途中、湖が決壊し下流部の人家が流されたとの情報を受ける。

現地調査を終えて対策本部に戻り、出席者に被害状況を報告するとともに他団員から湖の決壊により下流部の人家が流されたことで多数の行方不明者が発生していることや、他団員の安否が確認されていないなどの状況報告を聴取し、消防団の出動対応につい

て検討していた。

その後、対策本部の会議が始まり、5分後に急に倒れ医療機関に搬送された。

身体状況 164cm、体重62kg

既往症 既往歴なし

嗜好品 ビール1本/日、日本酒/日、たばこ10本/日

【説明】

本件の場合、大規模災害により通常とは異なる甚大な被害状況が発生しており、疾病の発症は、寒冷かつ異常な状況下での現地調査活動や消防団副団長としての責任ある立場などによる強度の身体的・精神的ストレスが有力原因となって発症したものと考えられ、公務と発症との間に相当因果関係が認められ公務上の災害に該当したものである。

3 死亡

◆◆◆ 事例 150 ◆◆◆ 消防団員が地区内の水門を閉鎖中、津波に巻き込まれて死亡（公務上）

1 災害を受けた者

A県B市消防団 団員（40歳） 自営業（漁業）

2 傷病名

溺 死

3 災害発生年月日

平成23年3月11日

4 災害発生状況

本人は地震発生直後、水門・陸閘の操作担当者であったことから漁港に駆けつけ、漁港内の水門・陸閘を数ヶ所閉鎖したところ、大津波の襲来を察知した同僚団員から退避するよう呼び掛けられ避難を始めたが、本人の活動していた地区が海岸線から数十mほどの地域であり、また、津波の到来が早かったことから避難が間に合わず巻き込まれた。

【説明】

本人は、大津波警報発令を受け、担当する漁港内の水門・陸閘の閉鎖作業に従事後、避難を始めたときに津波に巻き込まれ被災したものであり、消防活動遂行中の災害として公

務上の災害に該当したものである。

◆◆◆ 事例 151 ◆◆◆
消防団員が避難誘導の際、民家に取り残された住人を救助中、津波に巻き込まれて死亡（公務上）

1 災害を受けた者

A県B市消防団 団員（46歳） 自営業（魚網店）

2 傷病名

溺 死

3 災害発生日

平成23年3月11日

4 災害発生状況

地震発生後、本人は消防屯所に参集後、他の団員とともに消防車両で海岸へ向かい水門の閉鎖作業に従事し、その後、住民の避難誘導を行っている際に民家に取り残されている住人を発見し、その救助作業にあっていたところ津波に巻き込まれた。

【説明】

本人は、住民の避難誘導を行っていた際に、民家に取り残された住人を救助中に津波に巻き込まれ被災したものであり、消防活動遂行中の災害として公務上の災害に該当したものである。

◆◆◆ 事例 152 ◆◆◆
消防団員が避難誘導中に、海に流されそうな者を救助していたところ津波に巻き込まれて死亡（公務上）

1 災害を受けた者

A県B市消防団 部長（57歳） 自営業（建築業・大工）

2 傷病名

溺 死

3 災害発生日

平成23年3月11日

4 災害発生状況

地震発生後、本人は消防屯所に参集後、他の団員とともに消防車両に乗車し海岸の方

に向かって出動し、住民の避難誘導を行っていたところ、海岸線から120mほどの地点で海に流されそうな者を発見し、その救助活動にあたっていたところ、押し寄せてきた津波に巻き込まれた。

【説明】

本人は避難誘導を行っていた際に、海に流されそうな者を発見し、その救助中に津波に巻き込まれ被災したものであり、消防活動遂行中の災害として公務上の災害に該当したものである。

◆◆◆ 事例 153 ◆◆◆
消防団員が警戒活動を行っていたところ、津波に巻き込まれて死亡（公務上）

1 災害を受けた者

A県B市消防団 団員（34歳） 建設業

2 傷病名

溺 死

3 災害発生日

平成23年3月11日

4 災害発生状況

地震発生後、市の防災行政無線で津波避難の広報が開始された中、電話等が不通のため、団長、各分団長系統からの指示を受けることができなかったことから、ラジオ、無線などで情報収集しながら消防屯所に参集した。

本人は、参集後、他団員とともに消防積載車に乗車し管轄区域へ出動し、海岸から約600mの距離にある漁港周辺で警戒活動を行っていたところ、自家用車で広報活動中の他団員と接触し、連絡をとろうとしていたところ、津波が迫ってきたため高台に向かって避難していたところ、津波に巻き込まれた。

【説明】

本人は、消防積載車に乗車し警戒活動を行っていたが、津波が迫ってきたため避難していたところ津波に巻き込まれて被災したものであり、消防活動遂行中の災害として公務上の災害に該当したものである。

平成23年3月11日

4 災害発生状況

地震発生後、大津波警報の発令を受け、本人は半纏を取りに家に行った後、住民の避難誘導活動を行うため、自宅から自家用車で海岸線の地域へ向かっている途中、津波に巻き込まれた。

【説明】

本人は、大津波警報発令を受け、住民の避難誘導のため自家用車で活動場所へ向かっている途中で津波に巻き込まれて被災したものであり、出動途上の災害として公務上の災害に該当したものである。

◆◆◆ 事例 158 ◆◆◆
◆◆◆ 消防団員が大津波警報により、職場から屯所へ向かう途中で津波に巻き込まれて死亡（公務上） ◆◆◆

1 災害を受けた者

A県B市消防団 班長（50歳） 自営業（石材店）

2 傷病名

溺 死

3 災害発生日

平成23年3月11日

4 災害発生状況

地震発生後、本人は、外出先の病院から携帯電話で上司の分団長に連絡を取った後、自家用車で所属班の消防ポンプ置場へ向かっていたが、河川の河口付近の川岸を移動中に渋滞に巻き込まれていたところに、津波が押し寄せてきて車ごと流され車の下敷きとなった。

【説明】

本人は、地震発生後、外出先から車で消防ポンプ置場へ向かっている途中で津波に巻き込まれて被災したものであり、出動途上の災害として公務上の災害に該当したものである。

出勤し避難誘導にあたっていたが、津波が押し寄せてきたため消防屯所付近に戻りポンプ車を屯所前の道路に停車させて下車し、山へ避難をしているとき、海岸から100mほどの地点で津波に巻き込まれた。

【説明】

本人は、消防ポンプ車で避難誘導を行っていたところ、津波が迫ってきたことから下車し、山へ避難しているときに津波に巻き込まれて被災したものであり、消防活動遂行中の災害として公務上の災害に該当したものである。

◆◆◆ 事例 161 ◆◆◆
消防団員が水門閉鎖後、避難しているときに津波に巻き込まれて死亡（公務上）

1 災害を受けた者

A県B市消防団 班長（45歳） 自営業（漁業）

2 傷病名

溺 死

3 災害発生日

平成23年3月11日

4 災害発生状況

地震発生後、本人は、自宅から車で8分ほどの場所にある漁港の水門設置場所に向かい、到着後先着していた他の団員とともに門扉を閉鎖後、逃げ遅れた者や津波の状況を確認するため近くの防潮堤の上部に上がったところ、津波が押し寄せてきたところから、車に乗車して避難したが、間に合わず津波に巻き込まれた。

【説明】

本人は、地震発生後水門を閉鎖し、付近の住民の避難状況を確認していたところ津波が迫ってきたことから避難したが、津波に巻き込まれ被災したものであり、消防活動遂行中の災害として公務上の災害に該当したものである。

◆◆◆ 事例 162 ◆◆◆
地震発生後、住民を積載車に乗せ搬送していたところ、津波に巻きこまれて死亡（公務上）

1 災害を受けた者

管轄区域内の避難広報を一通り終えて機械器具置場に戻り資機材を増強していたとき、海浜地区のほうの津波を覚知したことから、避難のため積載車に乗り県道を走行していたところ津波に巻き込まれた。

【説明】

本人は、消防積載車で住民の避難誘導活動を行った後、機械器具置場に戻って資機材を増強していたときに津波を覚知し、積載車に乗り避難している途中、津波に巻き込まれたもので、消防活動中の災害として公務上の災害に該当したものである。

◆◆◆ 事例 164 ◆◆◆
地震発生後、活動中に津波が押し寄せてきたことから消防ポンプ自動車に飛び乗り、避難しようとしたところ津波に巻きこまれ車が横転したまま流され、一旦、救出されたが道路寸断などで救急搬送が遅れ、出血性ショックで死亡（公務上）

1 災害を受けた者

A県B市消防団 部長（55歳） 自営業（大工）

2 傷病名

外傷性骨盤骨折による出血性ショック死

3 災害発生年月日

平成23年3月11日

4 災害発生状況

地震発生後、水門・防潮門扉を閉鎖し、消防ポンプ自動車に乗車し、住民に避難指示を行うとともに、高台への誘導を繰り返し実施した。

その後、詰所（沿岸から約300mの地点）に戻り、発電機と投光器を車両に積み込みしていた際、沿岸から大津波が突如押し寄せてきたことから、他の団員にいち早く逃げるように指示し、自らは、消防ポンプ自動車に飛び乗り、その場から離れようとした矢先、消防車両ごと大津波に襲われ横転したまま約100m流された。

本人は近くの高台に避難していた消防団員から救出されたが、骨盤を負傷していたことから救急搬送の要請が行われたが、道路寸断で対応ができず、数時間経過してから医療機関に搬送されるが外傷性骨盤骨折による出血性ショックで死亡した。

【説明】

本人は、活動中に消防自動車で津波から避難しようとしたところ、車ごと津波に巻きこまれ、一旦、救出されたが、津波に巻き込まれたときの負傷に起因して死亡したものであり、消防活動中の災害として公務上の災害に該当したものである。

溺 死

3 災害発生年月日

平成23年3月11日

4 災害発生状況

地震発生後、大津波警報発令を受け、他団員2名とともに、機械器具置場に参集し、積載車に乗車して管轄区域内の避難広報活動に出動した。

途中、走行中に接触した消防署員から指示を受け、付近の徒歩で避難中の女性3名を積載車に乗せて小学校へ避難させ、その後、移動中に消防署員から避難するよう指示を受け小学校まで避難したが、小学校に到着したとき避難住民から「まだ避難していない人がある。」との情報を受け、他団員1名と再び積載車で住民の救助へ向かい、同小学校から100mの地点で男性を確認し避難指示を行い、更に100m進んだところで津波を確認したため引き返し、先に避難指示をした男性を積載車に乗せて小学校の昇降口の前まで戻り、積載車から降りて昇降口に入る瞬間に津波に襲われた。

【説明】

本人は、地震発生後、避難広報活動に従事し、住民を積載車に乗せて避難先に到着したところで津波に巻き込まれて被災したものであり、消防活動中の災害として公務上の災害に該当したものである。

◆◆◆ 事例 167 ◆◆◆
地震発生後、住民を積載車に乗せて搬送していたところ、津波に巻きこまれて死亡
(公務上)

1 災害を受けた者

A県B市消防団 副分団長（48歳） 自営業（農業）

2 傷病名

溺 死

3 災害発生年月日

平成23年3月11日

4 災害発生状況

本人は、出席していた地元中学校卒業式会場で地震に遭遇。防災行政無線によって災害発生を覚知し、地域防災計画及び消防団服務規定に基づき自家用車で所属班の消防ポンプ置場（詰所）に参集し、同僚班員とともに消防積載車で担当地区に出動し、避難広報及び避難誘導任務に従事した後、一旦、詰所に戻ったが、さらに避難を呼びかけようと自家用車で再度、集落の方向へ向かっていったところ、襲来した大津波に巻きこまれ

た。

【説明】

本人は、消防積載車で避難誘導に従事後、一旦、詰所に戻り、再度、避難を呼びかけようと出動していったところで津波に巻き込まれて被災したものであり、消防活動中の災害として公務上の災害に該当したものである。

◆◆◆ 事例 168 ◆◆◆

消防団員が避難誘導にあたっていたところ津波に巻き込まれて死亡（公務上）

1 災害を受けた者

A県B市消防団 団員（30歳） 地方公務員

2 傷病名

溺 死

3 災害発生年月日

平成23年3月11日

4 災害発生状況

本人は、地震発生直後、役所内で勤務中であったが、同僚に消防団活動を遂行する旨を伝えた後、管轄地区に向かった。

管轄地区は海岸線の地域であり、津波の被害の危険性が高いことから、本人は海岸線から約200mのところ住民の避難誘導を行っていたところ、津波が押し寄せてきたため、避難を試みたが、間に合わず津波に巻き込まれた。

【説明】

本人は勤務先で業務中であったが、職場の同僚に消防団活動を遂行する旨を伝えた後、活動現場に向かい住民の避難活動を行っているときに津波に巻き込まれて被災したものであり、消防活動遂行中の災害として公務上の災害に該当したものである。

◆◆◆ 事例 169 ◆◆◆

地震発生後、職場の同僚に消防団活動に行くと言い残し、自家用車で消防屯所に向かう途中に津波に巻きこまれて死亡（公務上）

1 災害を受けた者

A県B市消防団 班長（40歳） 地方公務員

2 傷病名

溺 死

3 災害発生日

平成23年3月11日

4 災害発生状況

本人は職場で地震に遭遇し、職場の同僚に「消防団活動に行く。」と伝え、自家用車で海岸線に隣接した地域にある消防屯所に向かっていたところ途中で津波に巻きこまれた。

【説明】

本人は、地震発生後、職場から自家用車で消防屯所に向かう途中に津波に巻きこまれて被災したものであり、出勤途上の災害として公務上の災害に該当したものである。

第3 水防従事者に係る災害の認定

◆◆◆ 事例 170 ◆◆◆
地震発生後、消防団から従事要請を受け消防自動車に乗車し、住民の避難広報を行っているときに津波に巻き込まれて死亡（補償の対象）

1 災害を受けた者

A県B市 民間人（59歳） 自営業（農業）

2 傷病名

溺 死

3 災害発生日

平成23年3月11日

4 災害発生状況

本人は消防団OBで地区の消防協力隊員であったが、同協力隊員は震度4以上の地震が発生したときには、最寄りの消防団詰所に参集し、消防団の指揮下に入って協力することが地域防災計画に定められていたことから、地震発生後、消防団詰所に参集し、消防団の従事要請を受けて消防車両に同乗して住民の避難広報を行っていたところ、消防車ごと津波に襲われた。

